4　集中口座

4.1　原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかった郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

4.2　指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これらの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5　保証預託金

5.1　この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。

第二十五条　決済及び清算

1　集中決済

1.1　指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従って集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。

2　二者間の決済

2.1　総計算書の残高に基づく請求

2.1.1　一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の口座の決済を行う。

2.2　決済用口座

2.2.1　指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合には、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。

2.2.2　指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設することができる。

2.3　決済のための通貨

2.3.1　決済については、名あて国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部　経過規定及び最終規定

第二十六条　大会議の際の留保

1　連合の趣旨及び目的と両立しないすべての留保は、認められない。

2　原則として、自国の見解が他の加盟国によって受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものとする。

3　この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4　大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5　留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6　この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。

第二十七条　最終規定

1　この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。

2　万国郵便連合憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3　この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

3.1　大会議に提出された議案であってこの約定に関するものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であって出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であって大会議に代表を出しているものの二分の一以上が出席していなければならない。

3.2　この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の締約国である郵便業務理事会の理事国（投票権を有するものに限る。）の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3　大会議から大会議までの間に提出された議案であってこの約定に関するものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1　規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.3.2　この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の過半数

3.3.3　この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.4　3.3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された追加に適合していない場合には、当該追加の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第二十八条　この約定の効力発生及び有効期間

1　この約定は、二千十年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千八年八月十二日にジュネーブで作成した。

総務大臣　原口　一博
外務大臣　岡田　克也
内閣総理大臣　鳩山由紀夫